別紙

<table>
<tr><th>区分</th><th>対象となる障がい程度</th><th>対象となる工事</th><th colspan="2">給付限度額及び自己負担率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">・身体障がい１・２級
・知的障がい重度（A）以上</td><td rowspan="2">第２条第４項に掲げる（1）～（6）の工事</td><td>非課税世帯</td><td>上限５０万円
自己負担率0／１０</td></tr>
<tr><td>課税世帯</td><td>上限５０万円
自己負担率
工事費２０万円まで1／１０
工事費２０万円超５０万円まで2／3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">・両上肢機能障がい１級かつ両下肢機能障がい1級
・体幹機能障がい１級</td><td rowspan="2">第２条第４項に掲げる（4）の工事</td><td>非課税世帯</td><td>上限１００万円
自己負担率0／１０</td></tr>
<tr><td>課税世帯</td><td>上限１００万円
自己負担率
工事費４０万円まで1／１０
工事費４０万円超１００万円まで2／3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">C</td><td rowspan="2">・下肢機能障がい3級
・体幹機能障がい3級
・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい3級</td><td rowspan="2">第２条第４項に掲げる（1）の工事</td><td>非課税世帯</td><td>上限２５万円
自己負担率0／１０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">課税世帯</td><td rowspan="2">上限２５万円
自己負担率
工事費１０万円まで1／１０
工事費１０万円超２５万円まで2／3</td></tr>
<tr><td>・難病患者等でその疾病が起因となり、下肢又は体幹機能障がいのある者</td><td>第２条第４項に掲げる（6）の工事</td></tr>
</table>

※1　Bの区分を利用する場合は、Aの区分の工事（第２条第４項に掲げる（1）の工事）を同時に行っても、給付上限額は１００万円とする。

※2　Bの区分の対象となる障がい程度について、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じる。

※3　課税・非課税については、第３条第４項に記載の市民税所得割額を基準とする。

※4　市民税所得割額が４６０，０００円以上の世帯は給付対象外とする。